

図書館資料の弁償基準について

■弁償基準を設ける理由

図書館は、市民の共有財産である図書館資料を適切に保管する責任と義務を有しています。また、図書館資料を利用される方（以下、「利用者」という。）は、厳重な注意を払って図書館資料を慎重に取り扱っていただく必要があります。

利用者が図書館資料を汚損、破損又は紛失等をした場合は、原則として同一資料を弁償していただくことになるため、弁償の基準を設けるものです。

■弁償基準の原則

弁償基準は、図書館資料が今後の利用に堪えない状態であること、利用者が不快に感じる状態にあることを原則とします。

■資料の弁償

資料の弁償は、以下の取扱いとなります。

第4項 資料の弁償（規則第9条）〈内規第2条〉

利用者は故意又は過失により図書館資料を汚損、破損又は紛失等したときは、図書紛失（破損）届を提出し、資料を弁償しなければならない。

- 2 前号の規定による弁償方法は、当該利用者が紛失等した資料と同一の新品の資料をもって弁償するものとする。
- 3 絶版等により同一の資料の入手が困難であるときは、次の(1)から(4)に掲げる資料の区分に応じ、それぞれに定める方法により、図書館システムの書誌情報の本体価格（以下「本体価格」という。）に弁償時点での消費税額を加えた金額でもって弁償するものとする。
 - (1) 雑誌 同一タイトルの最新号をもって弁償すること。
 - (2) 視聴覚資料(CD、DVD等) 図書館が指定する同じ本体価格の代替資料とし、上映権付（著作権保障処理済）のものについては、その補償金を加えた金額を本体価格とする。
 - (3) 上記以外の資料 図書館が指定する同じ本体価格の代替資料とする。
 - (4) 前(1)から(3)による弁償が不可能な場合は、現金により弁償することができる。
- 4 前1号から3号に定めるもののほか、資料の弁償に関し必要な事項は、別記1に定める。

別記1（第4項関係）

資料の弁償基準

弁償の基準は、図書館資料が今後の利用に堪えない状態であること、利用者が不快に感じる状態にあることを原則とし、下記の事由及び状態であること。

1 資料（本、雑誌等）の弁償基準

事 由	状 態
(1) 水濡れ	①ページ（表紙、背表紙及び裏表紙を含む。以下同じ。）に波打ち又は歪みが生じ、形状が変わっている場合 ②変色している場合 ③カビが発生している場合 ④ページが接着している場合
(2) 汚れ、染み等	①お茶、コーヒーその他の飲料物や調理中等により、色のついた汚れ、染み等が付着している場合 ②血液、唾液、食べこぼし、ペットの糞尿等、衛生上問題がある場合
(3) 書き込み（落書き、線引き、○印等）	①マジック、ボールペン、クレヨン、マーカー、墨、絵の具等、消すことが困難な筆記用具による落書き、アンダーライン等の書き込みがある場合 ②鉛筆、色鉛筆等、消すことが可能な筆記用具による書き込みがある場合であっても、 ア 筆圧等が強く、書き込みを消した後にも読み取りが困難な場合又は痕跡が残る場合 イ 書き込みを消すことにより、絵、写真、文字等の印刷部分に色褪せが生じ、若しくは汚れ、又はページが破損している場合
(4) ページの破れ	①修理しても判読に支障が出る状態である場合（破れた部分が残っている場合） ②部分的な破れであっても、その欠落部分がない場合（破れた部分がない場合） ③1ページ全てが切り取られている場合（破れてページ全体がない場合）
(5) 折り癖	①折られた部分を直しても膨らんでしまう等、資料の形状が変わる程度の癖がついている場合 ②利用及び保存に差し支える状態である場合
(6) 噛み跡等	噛み跡や傷がついて破損したもので、衛生上問題がある場合
(7) 異物の挟み込み、におい等	①毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれた状態で、当該異物を取り除いても、汚れ、染み等が残っている場合（(2)に準じる） ②たばこ、香水等のおいが取れない場合

(8) べたつき	①付箋紙等のべたつきが取れない場合 ②接着剤等の付着によりページの開閉に支障がある場合
(9) 損傷（傷、焦げ跡、穴開き等）	①表紙や本体のページが損傷している場合（修復可能な程度のビニールコートの損傷は除く。） ②たばこ、鍋、アイロン等の焦げ跡がある場合 ③穴が開いている場合
(10) 紛失等	落し物、置忘れ等、本人に過失があり紛失した場合
(11) 付録（型紙、地図、CD、DVD等）	(1)～(10)及び(12)に準じ、弁償が必要と判断する場合 ただし、CD、DVD等は下表2に準じる ※付録のみ紛失でも資料本体の弁償となる
(12) その他	利用に供することが困難と館長が判断する場合

2 視聴覚資料（CD、DVD等）の弁償基準

事由	状態
(1) 内容の変換	上書き録画等、元の内容を変換している場合
(2) 汚損又は破損	①ひびが入る、割れる等、形状が元の正常な状態に戻らない場合 ②再生機器で再生できない状態である場合 ③再生機器に故障が生じる恐れがある場合 ④上表1の基準に準じ、弁償が必要と判断する場合
(3) 紛失等	落し物、置忘れ等、本人に過失があり紛失した場合
(4) 付録（パッケージ、歌詞カード、解説書類等）	①上表1の基準に準じ、弁償が必要と判断する場合 ②付録を紛失している場合
(5) その他	利用に供することが困難と館長が判断する場合

3 弁償の対象としない場合

- ア 長期間の利用による経年劣化のため破損したと考えられる場合
- イ 修復が可能で利用に支障がない場合
- ウ 非売品等で再取得が不可能かつ本体価格が明らかでない場合
- エ その他 軽度な損傷等で弁償に該当しないと館長が認める場合
ただし、繰り返した時は、弁償が必要となる場合がある

4 弁償の判断

- ア 弁償対象に該当するか否かの判断は、複数の職員の協議によるものとする。
- イ 相互貸借の借用資料については、貸出館の基準に従うものとする。

5 弁償の免除

館長は、次のアからエのいずれかに該当していることが確認できた場合は、資料の弁償を免除することができる。

免除を受けようとする利用者は、資料を紛失した理由が確認できる書類（罹災証明書等）を提示し、図書紛失（破損）届及び図書弁償免除申請書を提出し、館長の承認を受けるものとする。

ア 火災により資料を焼失した場合

イ 自然災害により資料を紛失した場合

ウ 盗難や窃盗等の刑事事件により、資料を紛失した場合

エ 前各号に定めるもののほか、利用者の責めに帰することのできない理由により資料を紛失したと館長が認める場合